

国民健康保険税の納税通知書を発送します

問 税務課 国民健康保険税係 ☎ 22-13313

平成18年度の国民健康保険税納税通知書を7月14日に発送します。今年度から国民健康保険税の納期が左記表のように変わりましたので、各納期限までに納付くださいますようお願いいたします。

国民健康保険税の納期

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納入月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

年税額の違いによる納期ごとの金額

例1. 年税額が21,900円の場合 例2. 年税額が155,000円の場合 例3. 年税額が620,000円の場合

第1期	5,900円	第1期	19,000円	第1期	76,000円
第2期	2,000円	第2期	17,000円	第2期	68,000円
第3期	2,000円	第3期	17,000円	第3期	68,000円
第4期	2,000円	第4期	17,000円	第4期	68,000円
第5期	2,000円	第5期	17,000円	第5期	68,000円
第6期	2,000円	第6期	17,000円	第6期	68,000円
第7期	2,000円	第7期	17,000円	第7期	68,000円
第8期	2,000円	第8期	17,000円	第8期	68,000円
第9期	2,000円	第9期	17,000円	第9期	68,000円

また、各期の納税額は年税額を納期で除して求めます。千円未満の端数は最初の納期に合算されますので、第1期の金額はほかの納期の金額よりも高くなります。

住宅用火災警報器の訪問販売にご注意を

消防法および仙南地域広域行政事務組合火災予防条例により、新築住宅は6月1日から、既存住宅は平成20年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。設置を要するのは、寝室、階段の踊り場、台所です。

火災警報器設置義務化の背景には、火災による死者数の増加があり、死者の6割以上が逃げ遅れによるもので、警報器の設置によって火災の早期発見・避難が可能になります。

この火災警報器設置義務化に伴って、悪質業者の訪問販売が懸念されています。

消防職員が各家庭を訪問し、火災警報器を直接販売することはありません。不審に思った場合には、白石消防署までお問い合わせください。

問 仙南地域広域行政事務組合 白石消防署 ☎ 25-2259

児童手当の各種手続きはお済みですか？

■児童手当の支給対象範囲拡大に伴う手続きはお済みですか？

平成18年4月1日から、支給対象範囲が、小学校6年生（12歳になった年度末）までの児童に拡大され、さらに所得制限額も拡大されました。

改正に伴う手続きは平成18年9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日または支給要件に該当した日にさかのぼって支給されますので、手続きがお済みでない方は、お早めに手続きください。

■児童手当現況届の提出を忘れていませんか？

児童手当を受けている方は、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。この現況届を提出しないと、引き続き児童手当を受けられなくなります。

まだ提出していない方は、大至急子ども家庭課の窓口で手続きください。

※該当する方には、6月中旬ごろに現況届用紙を送付しています。※制度の概要については市のホームページにも掲載しています。詳しくは子ども家庭課までお問い合わせください。

問 子ども家庭課総務係 ☎ 22-1363

「存じですか？ 国民年金保険料免除制度

■7月から平成18年度の免除申請が始まります

国民年金保険料を所得が少ないなど、経済的に納めるのが困難な場合に、国民年金保険料免除制度があります。

免除を受けるためには申請手続きが必要です。詳しくは大河原社会保険事務所または市民課 国民年金相談係までお問い合わせください。

平成18年度から免除制度は、従来からの「全額免除」と「半額免除」に加え、「4分の3免除」と「4分の1免除」が導入されて4段階になりました。

免除の審査は申請者本人や申請者の配偶者、世帯主の前年の所得などにより認定されます。

詳しくは、大河原社会保険事務所または市民課 国民年金相談係までお問い合わせください。

■平成18年度の国民年金保険料は1カ月13,860円です

国民年金保険料の納付方法は「口座振替」が便利です。また、郵便局や銀行窓口のほか、コンビニでも納めることができます。

問 大河原社会保険事務所 ☎ 0224-513111 市民課 国民年金相談係 ☎ 22-1312

国民健康保険を装う 不審なハガキにご注意ください

最近、「国民健康保険庁」という架空の名称で、国民健康保険の使用停止や給与などの差し押さえを通知する不審なハガキが送られてくるケースが各地で多数報告されています。

「国民健康保険庁」という国家組織は存在しませんので、そのような通知が届いた場合、記載されている電話番号には絶対に連絡しないでください。

なお、国民健康保険については市役所内の各担当部署までお問い合わせください。

問 税務課 国民健康保険税係

☎ 22-1313

夏の軽装「クールビズ」で省エネ対策

市では、6月12日から9月30日までの期間、環境への負担軽減につながることを願い、庁舎内の冷房温度が28℃を下回らないようにし、省エネルギーに配慮してまいります。

このため、事務能率の向上を目的に、上着を脱いだり、ネクタイをはずすといった軽装で勤務することとしましたので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

問 総務課 人事係

☎ 22-1331

就学義務猶予免除者などの中学校程度認定試験を実施します

病気などのやむを得ない理由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された者に対して国が行う試験で、合格した方には高等学校の入学資格が与えられます。

●日時 11月6日(月)10時

●会場 宮城県仙台台合同庁舎(予定)

●試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)

●合格発表(予定) 12月12日(火)に直接本人へ通知します。

●願書受付期間 8月25日(金)～9月12日(火)

●願書の請求先 宮城県教育委員会または市教育委員会

問 宮城県教育委員会 義務教育課 ☎ 022-2113642

白石斎苑の火葬執行時間をご確認ください

広報しろいし3月号・5月号でお知らせした白石斎苑の火葬執行時間について、1日を通した執行時間を再度お知らせします。

①	9:00
②	9:30
③	11:00
④	11:30
⑤	13:30
⑥	14:30
⑦	15:00

問 仙南地域広域行政事務組合 業務課

☎ 0224-525870

介護保険負担限度額認定の申請をお願いします

介護保険施設に入所されている方および在宅介護者でショートステイによる介護保険施設などを利用されている被保険者は、原則として施設サービス費の1割負担のほか、居住費と食事が自己負担となります。

しかし、所得の低い方については、その所得の状況などに応じて、居住費・食事代の各料金は段階ごとに1カ月の「負担限度額」が設けられており、それを超えた費用については「特定入所者介護サービス費」として介護保険で補足給付されます。

このため、負担限度額認定の対象となる可能性のある方で、適用を受けようとする方は申請が必要となりますので、「介護保険負担限度額認定申請書」により申請ください。

詳細については、総合福祉センター 内長寿課 介護保険係までお問い合わせください。

※申請に際しては、申請のあった月の1日にさかのぼって認定されますので、お忘れなく申請してください。また、非課税世帯で前年の所得と課税年金額の合計額が、認定の基準となりますのでご確認ください。

問 長寿課 ☎ 22-1361

知ってる？



「自費出版の危険」 ～自分史が書店に～

現在、「自分史」や「趣味」についてウェブサイトに日記風に掲載する「ブログ」がはやっています。

また、これから団塊の世代の皆さんが退職を迎え、半生を振り返ったり、仕事の集大成として、自費出版を考える方が増えてきています。

しかし、お金を出しても自分の本を出したいという熱い思いを、消費者の皆さんはどれだけ受け止めてくれるのでしょうか。

今年の3月に、ある出版社が倒産しました。出版を楽しみにしていた方々が多数いたそうです。「多額の出版費用を支払ったのに本が出ない」、「作品を出すのに25年もかけたのに」、「出版費用はローンで支払っているのに不眠症になっている」などと新聞に出ていました。

大事な退職金で多額の費用を支払っているにもかかわらず、何年も温めた作品が出版できないのでは、不眠症になるのも当然です。

退職後、「自分史」や「趣味」の本を出版したいとお考えの方

問 いきいきラザ消費生活相談室 ☎ 22107833 (相談日 月・水・金 9時～16時)

は、もし出版社などから次のような勧誘があったときには、トラブルにならないよう注意しましょう。

① コンテストへの応募で落選した方や、新聞や雑誌の作品募集に応募した方へ、出版プロデューサーなどと名乗る女性が「あなたの作品は素晴らしい。世に出さなければもったいない。」と言って出版を勧誘するケース

② 「自費出版の場合、取次会社を経由することができず、自分で書店に置かせてもらうか、または売りさばかなければなりません」が、当社は取次会社を通した書店売りが可能です。」などと言って出版を勧誘するケース

③ 「今、契約すると特別価格ですよ。」と言って値引きを提示し、出版を勧誘するケース

このように勧誘されると、「もしかしら売れるかもしれない」、「売れば出版費用も戻ってくる」などと夢を見てしまいがち。出版したいという情熱はたれしもあると思いますが、出版するということとは「リスク」もあると考えた方が良いでしょう。